松田町情報セキュリティ基本方針

（平成18年1月11日
松田町訓令第1号）

（目的）

第１条　本町の取り扱う情報資産には、町民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏えいや破壊等が発生した場合には極めて重大な被害を招く情報が数多く含まれている。したがって、これらの情報及び情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防御することは、町民の財産やプライバシーを守り、また、行政サービスの安全かつ安定した実施のためにも必要不可欠である。ひいては、このことが本町に対する町民からの信頼の維持に寄与するものである。

　よって、本町が所掌する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための基本方針として松田町情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

（定義）

第２条　この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報セキュリティポリシー　この基本方針及び情報セキュリティ対策に関する基本的な要件を記した情報セキュリティ対策基準によって構成される情報セキュリティに関する規程類の総称のことをいう。

(2) 機密性　情報にアクセスすることが認可されたものだけがアクセスできることを確実にすることをいう。

(3) 完全性　情報及び処理の方法の正確さ及び完全である状態を安全防御することをいう。

(4) 可用性　許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。

(5) ネットワーク　電子計算組織を用いたデータ通信を目的とする情報通信網をいう。

(6) 情報システム　電子計算組織及びネットワークで構成され、処理を行う仕組みをいう。

(7) 情報資産　情報、情報を取り扱う情報システム及び情報システムの開発並びに運用に係るドキュメント（記録文書）等のことをいう。

(8) アクセス　(情報資産等を)利用することをいう。

(9) 情報セキュリティ　情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（情報セキュリティポリシーの位置付け）

第３条　情報セキュリティポリシーは、情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、情報セキュリティ対

策の頂点に位置するものである。

（情報セキュリティポリシーの対象範囲）

第４条　情報セキュリティポリシーの対象範囲は、本町が所掌する全ての情報資産及びそれらを利用する全ての者とする。

（情報資産を利用する者の義務）

第５条　情報資産を利用する者は、情報セキュリティの重要性についての認識をもち、情報資産の利用にあたっては、情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとするとともに、松田町個人情報保護条例（平成 14 年条例第 24 号）等の関連する法令等を遵守しなければならない。

２　情報セキュリティポリシーに違反した職員は、当該違反により生じた結果の重大性及び当該違反の態様の悪質性等の状況に応じて懲戒処分等の対象となる場合がある。

（情報セキュリティ管理体制）

第６条　情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進、管理するための体制を確立するものとする。

（情報資産の分類）

第７条　情報資産は、その内容に応じて分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を行うものとする。

（情報資産への脅威）

第８条　情報資産の脅威は発生度合いや発生した場合の影響を考慮するものとする。特に認識すべき脅威は次の各号に掲げるとおりである。

(1) 権限のないものによる情報資産の破壊、盗難及び不正アクセス又は不正操作による情報資産の破壊、改ざん、消去等

(2) 権限のあるものによる情報資産の持出、誤操作、認証情報の不適切な管理、不正行為及び事故による情報資産の破壊、改ざん、消去、漏洩等

(3) コンピュータウイルス、地震、落雷、火災、停電及び鼠害等の災害や事故による業務の停止

（情報セキュリティ対策）

第９条　前条で示した脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策　情報システムを設置する施設への不正な立入り又は、災害等による情報資産への損傷及び妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策　情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報資産を利用する全ての者に情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するため教育及び訓練を行う。

(3) 技術的セキュリティ対策　情報資産を不正アクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワークの管理及びコンピュータウイルス

対策等を実施する。

(4) 運用面のセキュリティ対策　セキュリティポリシーの実行性確保するため、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及びネットワークの監視等を行う。

また、障害が発生した際の迅速な対応を可能とするため、障害時の対応を講ずる。

（情報セキュリティ対策基準の策定）

第 10 条　情報資産について前条の情報セキュリティ対策を講ずるにあたっては、職員が遵守すべき事項及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を記した情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

（情報セキュリティ実施手順の策定）

第 11 条　情報セキュリティ対策を確実に実施していくためには、個々の情報資産に関する対策手順を具体的に定めておく必要があることから、情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

（評価・見直し）

第 12 条　情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更又は、新たな脅威等情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを実施するものとする。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。